

国土利用計画法に基づく土地取引に係る事務処理要領 別紙3  
届出書チェックリスト記載要領

次のとおり届出チェックリストの各項目を記載する

1	受理課	受理した担当部署名を記入する。
2	市町村コード	市町村コード「024」(浜松市)を記入する。
3	受理年月日	受理年月日を記入する。
4	受理番号	受理番号を記入する。(本庁で整理番号を確認)
5	単団の区分	<p>該当する項目の番号を で囲む。</p> <p>1 単独の届出 当該土地のみを利用する場合。(周囲の土地と一緒に利用するような場合は、買いの一団となり、4 or 5を選択する。)</p> <p>2 売りの一団で新規 3 売りの一団で新規以外 事後届出制では、売りの一団は届出対象ではないため該当はない。</p> <p>4 買いの一団で新規 当該土地を利用するのにあたり、周辺の土地を買い進み、一団として利用するものを買いの一団といい、その最初の届出を新規という。</p> <p>5 買いの一団で新規以外 買いの一団の土地で、2回目以降の届出のもの。同日付けの契約で一度に何通も届出をする場合は、最初の1件のみを「4」とし、残りは「5」を選択する。</p>
6	届出当事者 共通者数  個人法人 都道府県コード 業種コード	<p>共有者がいる場合には総数を記入する。単独で所有している場合には1とする。</p> <p>該当する項目の番号に で囲む。</p> <p>都道府県コード(別表1)を参考に記入する。</p> <p>届出書の業種コードと同じコードを で囲む</p> <p>1 不動産 2 建設業 3 金融保険業 4 製造業 5 商業 6 運輸業 7 その他</p>
7	監視区域	<p>該当する項目の番号を で囲む。</p> <p>現在は、監視区域等の指定はないので、すべて「監視区域外」となる。</p>
8	主たる地目	<p>該当する項目の番号を で囲む。</p> <p>地目は、現況地目を記入する。</p> <p>届出地が異なる地目によって構成される場合には、面積の最も大きいものとする。</p>
9	添付鑑定	該当する項目の番号を で囲む。
10	個別法による規制	<p>該当する項目の番号を で囲む。</p> <p>各地域に係る個別法令は次のとおり 都市地域 都市計画法、農業地域 農業振興地域の整備に関する法律、森林地域 森林法、自然公園地域 自然公園法、自然保全地域 自然環境保全法 各地域区分内で複数の項目にまたがる場合には、面積の大きいものとする。</p>

1 1	利用目的	「利用目的コード表」(別表2)を参考に該当する大項目及び細区分項目の番号を で囲む。 複数の目的が重なる場合には、主たる目的によること。
-----	------	---

別表1 都道府県コード表

0 1	北海道	1 1	埼玉県	2 1	岐阜県	3 1	鳥取県	4 1	佐賀県
0 2	青森県	1 2	千葉県	2 2	静岡県	3 2	島根県	4 2	長崎県
0 3	岩手県	1 3	東京都	2 3	愛知県	3 3	岡山県	4 3	熊本県
0 4	宮城県	1 4	神奈川県	2 4	三重県	3 4	広島県	4 4	大分県
0 5	秋田県	1 5	新潟県	2 5	滋賀県	3 5	山口県	4 5	宮崎県
0 6	山形県	1 6	富山県	2 6	京都府	3 6	徳島県	4 6	鹿児島県
0 7	福島県	1 7	石川県	2 7	大阪府	3 7	香川県	4 7	沖縄県
0 8	茨城県	1 8	福井県	2 8	兵庫県	3 8	愛媛県		
0 9	栃木県	1 9	山梨県	2 9	奈良県	3 9	高知県		
1 0	群馬県	2 0	長野県	3 0	和歌山県	4 0	福島県		

別表2 利用目的コード表

コード	利用目的	利用目的の内容	細区分項目	具体例
0 1 1	住宅(自用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該土地に存する工作物等を事故の居住用に供する目的</li> <li>当該土地に新たな工作物を建築した上で自己の居住用に供する目的</li> </ul>	戸建住宅 共同住宅 寄宿舍 分譲地 その他	マンション、アパート 社宅、寮
0 1 2	住宅(賃貸)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該土地を賃貸する目的</li> <li>当該土地に存する工作物等を賃貸する目的</li> <li>当該土地に新たな工作物等を建築した上で賃貸する目的</li> </ul>		
0 1 3	住宅(販売)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該土地の区画形質を造成等により変更した上で分譲等販売する目的</li> <li>当該土地に存する工作物等の修繕、改築、増築等を行った上で分譲販売する目的</li> <li>当該土地に新たな工作物を建築した上で分譲等販売する目的</li> </ul>		

コード	利用目的	利用目的の内容	細区分項目	具体例
021	商業施設 (自用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該土地に存する工作物等を自己の営業用に供する目的</li> <li>当該土地に新たな工作物等を建築した上で自己の営業用に供する目的</li> </ul>	事務所 物販販売店舗 (大型) 物販販売店舗 (中小型)	デパート、ショッピングセンター スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア
022	商業施設 (賃貸)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「012」に同じ。ただし、商業利用目的</li> </ul>	飲食店 銀行 ホテル	金融機関 ホテル、旅館、ペンション
023	商業施設 (販売)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「013」に同じ。ただし、商業利用目的。</li> </ul>	流通施設(商業) 自動車整備工場 ガソリンスタンド その他	
030	生産施設		工場  資材置場 倉庫 流通施設(生産) 共同選果場  交通ターミナル  電気・ガス等供給施設 電報・電話局 その他	食品製造業用、製材業、木製品製造業含む  共同選課場、選定場 鉄道停車場、自動車ターミナル、空港 発電所、変電所、ガス等
040	レクリエーション施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴルフ場を除く。</li> </ul>	劇場 パチンコ店 スポーツ施設  スキー場 アミューズメント施設 クアハウス  庭園 その他	映画館含む  スケート場、ホッケー場、プール、スポーツジム、ゴルフ練習場  遊園地、ゲームセンター、クアハウス、健康ランド
050	ゴルフ場		通常コース ショートコース	
061	別荘(自用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「011」に同じ。</li> </ul>	別荘	
062	別荘(賃貸)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「012」に同じ。</li> </ul>		
063	別荘(販売)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「013」に同じ。</li> </ul>		
070	林業			

コード	利用目的	利用目的の内容	細区分項目	具体例
080	農業・畜産業・水産業	・共同選果場・選定場等は「030 = 生産施設」に含める	農地 採園 牧草地 農業用温室 畜舎  養魚場 その他	果樹園含む 菜園、市民農園  牛舎、養鶏場、堆肥場等
090	駐車場		立体駐車場（地下あり） 立体駐車場（地下なし） 平屋駐車場 地下駐車場 その他	
100	病院等その他の利用目的		病院 砂利等採取  産業廃棄物処理場 一般廃棄物処理場 残土処分場 リサイクル施設 文化施設  研修施設  研究施設 学校  福祉関連施設  宗教法人施設 集会所 墓園、墓地 その他	病院、診療所 砂利採取、土砂採取、採石場    図書館、美術館、博物館、文化ホール 研修施設、保養施設  保育園、幼稚園、各種学校 老人保険施設、児童福祉施設、託児所 神社、寺院、教会
110	資産保有・転売等目的	・「現況有姿」で販売する場合には「011」から「100」の利用目的に関わらず、すべて転売とする。	資産保有 転売 その他	
120	その他		担保目的 取下げ その他	

附 則  
この要領は、平成19年4月1日から施行する。